

官報

号外 昭和二十六年二月二十四日

○第十回 参議院會議錄第十七号

昭和二十六年二月二十三日(金曜日)午前十時三十一分開議

議事日程 第十六号

昭和二十六年二月二十三日

午前十時開議

第一 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 特許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 意匠法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 商標法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査

査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件(衆議院送付)

第八 電気事業の再編成に關する請願(三件) (委員長報告)

第九 住友共同電力株式会社に大橋外三水力発電所譲渡の請願 (委員長報告)

第一〇 日本発送電株式会社の出資設備増強に關する請願 (委員長報告)

第一一 電力量割當に關する請願 (委員長報告)

第一二 病院療養所の電力割當増加に關する請願 (委員長報告)

第一三 千葉県松戸療養所の電力割當増加に關する請願 (委員長報告)

第一四 九州地方離島の電力料金値上問題に關する請願 (委員長報告)

第一五 岡山県成羽川流域に水力発電所設置の請願 (委員長報告)

第一六 球磨川上流ダム建設に關する請願 (委員長報告)

○副議長(三木治郎君) 議長の報告は朗読を省略いたします。
一昨二十一日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。
海難審判法の一部を改正する法律案
港域法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員會に付託した。
商法の一部を改正する法律案
法務委員會に付託
農業委員會法案 農林委員會に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員會に付託した。
水先法の一部を改正する法律案(伊藤 藤一君提出)
同日衆議院において採択することを議決した元職傷病者に対する恩給増額の請願外六件の請願および昭和二十三年六月以前の退官官吏の恩給増額に關する陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日衆議院は、内閣法務委員會の委員鈴木直人君の辭任を許可し、その補欠として岡部常君を委員に選舉し、その旨本院事務局長から衆議院事務局長宛に通知した。

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大藏省主税 石田 正君
局税關部長

文部大臣官 篠原 義雄君
房務課長

物価庁第一部長 渡辺 逸雄君

同日内閣總理大臣から、大藏省主税局税關部長石田正君外二名(前補議長承認の通り)を第十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

ダレス吉田往復書簡に關する質問主意書(青山正一君提出)

昨二十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員會に付託した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件 通商産業委員會に付託

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

日本国憲法第八條の規定による議決案 内閣委員會に付託

水産業協同組合法の一部を改正する法律案 水産委員會に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを地方行政委員會に付託した。
消防組織法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案可決
報告書

特許法の一部を改正する法律案可決
報告書

意匠法の一部を改正する法律案可決
報告書

弁理士法の一部を改正する法律案可決
報告書

実用新案法の一部を改正する法律案可決
報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件議決報告書

電力問題に關する特別委員會請願審査報告書第一号同特別報告第一号

電力問題に關する特別委員會陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

厚生委員會請願審査報告書第三号同特別報告第三号

厚生委員會陳情審査報告書第三号同特別報告第三号

同日電力問題に關する特別委員會において當選した理事は左の通りである。

理事 小林 孝平君(江田三郎君の補欠)

○副議長(三木清朗君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長河崎ナツ君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

復等營業法の一部を改正する法律案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法

第二條第一項中「公に認定された学校又は養成施設」を「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設」に改める。

第七條 あん摩業、はり業、きゆう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に關しては、何人も、いかなる方法によるを問はず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

第七條を次のように改める。

第七條 あん摩業、はり業、きゆう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に關しては、何人も、いかなる方法によるを問はず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所

二 第一條に規定する業務の種類

三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四 施術日又は施術時間

五 その他厚生大臣が指定する事項

前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

第十三條を次のように改める。

第十三條 厚生大臣の諮問に應じて、第二條第一項に規定する養成施設の認定及び第七條第一項第五号に規定する指定に關する重要事項を調査審議させるために、厚生省に、厚生大臣の監督に屬するあん摩、はり、きゆう、柔道整復中央審議會(以下中央審議會という。)を置く。

中央審議會は、前項に規定する事項の外、文部大臣の諮問に應じて、第二條第一項に規定する学校

の認定に關する重要事項を調査審議するものとする。

都道府県知事の諮問に應じて、第二條第一項に規定する試験、第八條第一項に規定する指示及び第十一條第二項に規定する処分に關する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に屬するあん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議會(以下地方審議會という。)を置く。

地方審議會の組織、委員の任期その他地方審議會に關して必要な事項は、都道府県知事が定める。

第十八條中「なお、昭和二十三年十二月三十一日までは、」を「当分の間、」に改める。

第二十條中「第十三條に規定する審議會を、中央審議會又は地方審議會に改める。

附則

1 この法律中第七條の改正に關する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表中あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業の項を次のように改める。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案

厚生大臣の諮問に應じて、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第二條第一項に規定する養成施設の認定及び同法第七條第一項第五号に規定する指定に關する重要事項を調査審議する外、文部大臣の諮問に應じて、同法第二條第一項に規定する学校の認定に關する重要事項を調査審議すること。

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法」を「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」に改める。

〔河崎ナツ君登壇、拍手〕

○河崎ナツ君 只今議題になりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会におきましますところの審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法は、第一回国会におきまして新らしく法律として制定されましたが、今日に至つたのでございますが、今回次のような要點で改正をされようとい

しておるのであります。

その第一點は、法律の題名を改めまして、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法、即ち身分法であることとを明らかにした点でございます。第二點は、あん摩業、はり業、きゆう業、柔道整復業に關する広告取締の例に倣ひまして、一定の事項以外は広告できないように第七條の規定を整備した点でございます。第三點は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復營業審議會のうち、中央審議會と地方審議會との権限及び所管事務と明らかにいたしましたことと、審議會の組織、委員の任期その他必要な事項につきましては、それ〴〵政令又は都道府県の規則で定めることを法律の中ではつきりさせた点でございます。第四點は、外地から引揚げて参ります人に対する免許の特例期間を延長した点でございます。即ち現行法では昭和二十三年十二月三十一日までとなつておりますが、海外同胞の引揚げが未だに完了いたしません、今後の見通しも判然としない現状でありますので、今後なお該當者の帰還が予想されますので、免許特例の期間を年月を限らず「当分の間」と改めた点でございます。第五點は、この法律のうち第七條の改正に關連いたしまして、広告の取締に關しましては公布の日から起算して六ヵ月を経過した日から、その他は公布の日から施行すること。

といたしました点でございます。以上が本法案の改正要旨の概要でございます。

厚生委員会におきましては四回に亘り慎重に審議を重ねましたのであります。

が、その質疑応答の主なるもの二三を御紹介申し上げますと、中央及び地方の審議会が重要事項を審議することになつておりますが、この審議会の委員の範囲が従来法律に規定されておつたのに、今回の改正案に入れられなかつたことについては、審議会委員の範囲については政令によつて定めるといふわけで、大体はかの審議会では政令に譲つておきますので、それに同一の歩調を合せただけでありまして、現在の審議会の構成メンバーと違つた構成をとるといふ考えはないとの答弁がありました。次に、試験に關します規定を地方審議会に委譲されてしまつた形になつておりますが、これでは各都道府県まち／＼の試験規格で実施されるのではないかとこの質問に對しまして、試験に關しては現行法でも都道府県知事がする建前であり、この現行法における審議会の権限といたしましては、中央の審議会と地方の審議会と一緒に併せて規定した關係で、兩者の審議事項の内容がはつきりしてないもので、法律全体の建前を明確にするために改正したのであります。現行法と違つた取扱をしようというのではない、都道府県で試験を行うことになる

と公平を欠くといふこともありますが、その間、行政指導により、できるだけ各都道府県が歩調を合せるように工夫して行きたいとの答弁がありました。

なお、文部省当局より、はり、きゅう及び柔道整復師の教育制度の現状につきまして聴取いたしました後に、はり、きゅう及び柔道整復師について、高等学校を出た者はあと二年の専攻科で技術だけをする新しい途を開いたかどうかという質問に對しまして、文部当局より、今日の教科課程をよく研究いたしました上で組織替えをする必要がある、普通の高等学校で三年間は基礎的なものをし、あとの二年間で職業課程をすれば非常に有効にできるという考え、なお、高等学校の教科課程を検討し、そういうことが可能であるかどうかは、時間数の關係もありますので、十分研究したいとの答弁がございました。又厚生当局からは、教育機關の點に關しましては、近い将来にそれ／＼の機關に諮つて、できれば改訂した意向を持つておるが、教育課程の點は文部當局の十分な研究を待ちたいと思ひます、高等学校よりの新しい途を開くことにつきましては、厚生省としては可能であり又望ましいことではないかと思ひます、これは又教育課程の重大な改訂でありますので、厚生大臣の諮問機關である中央審議会に諮つて、

各方面の意向をも十分研究して、その結果に基いて所定の改正の成案を作つて、成るべく早い機会に国会に提出したいと思つておりますという答弁がありました。

以上のような質疑応答がなされましたが、詳細はこれを速記録によつて御高覧頂きたいと思ひます。二月二十二日の委員会におきまして、質疑を終了し、討論に入りましたところ、石原委員より、次の三点につき政府当局に善処を要望して、本案について賛成の御発言がありました。第一点は、中央及び地方の審議会の委員の範囲であります。これを政令で定めるなり、或いは適當な行政指導によつて従前通りといひたしてもらいたい。第二点は、今度から全然地方審議会に委譲される試験制度が各都道府県で余りまち／＼にならぬように適當に善処してもらいたい。第三点は、教育養成所施設について近い将来再検討を加へ、現行の高等学校卒業者が更に五カ年間に修業しなければならぬ欠陥を是正されたい。以上のような経過で討論を終結し、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

〔議員起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第二、特許法の一部を改正する法律案、日程第三、実用新案法の一部を改正する法律案、日程第四、意匠法の一部を改正する法律案、日程第五、弁理士法の一部を改正する法律案、日程第六、商標法の一部を改正する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)、日程第七、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。通商産業委員長長深川榮左エ門君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

特許法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年二月十三日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

特許法の一部を改正する法律案

特許法の一部を改正する法律特許法(大正十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項中「百五十円」を「五百円」に、「二百五十円」を「八百円」に、「五百円」を「千五百円」に、「千円」を「三千円」に、「二千円」を「六千円」に、同條第二項中「五千円」を「一万五千円」に、「七千五百円」を「二万五千円」に、「一万円」を「三万円」に、同條第三項中「五百円」を「五千円」に、同條第四項中「三千円」を「三万円」に改める。

第三十三條ノ二から第三十四條ノ二までの規定中「千円」を「五千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならぬ期限を経過した特許料については、なお従前の規定を適用する。

3 この法律の施行前にした行為に對する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

実用新案法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこ

れを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年二月十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

案
実用新案法の一部を改正する法律案

実用新案法の一部を改正する法律案
意匠法の一部を改正する法律案
意匠法の一部を改正する法律案
意匠法(大正十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「百円」を「三百円」に、「二百円」を「六百円」に、同條第二項中「百円」を「三百円」に改める。
第三十一条ノ二から第三十一条ノ二までの規定中「千円」を「五千元」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならぬ期限を経過した登録料については、なお従前の規定を適用する。
3 この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

意匠法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年二月十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

案
意匠法の一部を改正する法律案

意匠法の一部を改正する法律案
意匠法の一部を改正する法律案
意匠法(大正十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「百円」を「三百円」に、「二百円」を「六百円」に、同條第二項中「百円」を「三百円」に改める。
第三十一条ノ二から第三十一条ノ二までの規定中「千円」を「五千元」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならぬ期限を経過した登録料については、なお従前の規定を適用する。
3 この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

弁理士法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年二月十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

案
弁理士法の一部を改正する法律案

弁理士法の一部を改正する法律案
弁理士法の一部を改正する法律案
弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第七條中「千五百円」を「三千元」に改める。
第十八條第二号中「千円」を「五千元」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

商標法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年二月十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

案
商標法の一部を改正する法律案

商標法の一部を改正する法律案
商標法(大正十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十條第一項中「千五百円」を「五千元」に、同條第二項中「二千五百円」を「八千元」に改める。
第三十二條第一項中「五千元」を「一万五千元」に、同條第二項中「七千五百円」を「二万三千元」に改める。
第三十六條ノ二から第三十七條ノ二までの規定中「千円」を「五千元」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に既に納付し、又は納付しなければならぬ期限を経過した登録料については、なお従前の規定を適用する。
3 この法律の施行前にした行為に対する過料の処分については、なお従前の規定を適用する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支

所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年二月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

案
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件
通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新に繊維製品検査所の支所及び出張所を設置する必要を生じたので、地方自治法第五十六條第四項の規定により国会の承認を求める。

別表

名	称	位置
神戸繊維製品検査所	福岡市	福岡市
所福岡支所		
神戸繊維製品検査所	福山市	福山市
所福山支所		
神戸繊維製品検査所	岡山市	岡山市
所岡山支所		
京都繊維製品検査所	京都市	京都市
所山科支所		
金沢繊維製品検査所	小松市	小松市
所小松支所		

〔深川左榮左エ門君登壇、拍手〕
○深川左榮左エ門君 只今議題となりま

した特許法の一部を改正する法律案、
実用新案法の一部を改正する法律案、
意匠法の一部を改正する法律案、商標
法の一部を改正する法律案及び弁理士
法の一部を改正する法律案について、
通商産業委員会における審議の経過並
びに結果を一括して御報告申し上げま
す。

先ず本件の提案されました理由を申
上げますと、元来特許法は、開設以
来、工業所有権制度による諸収入で支
出を賄い、なお相当の余裕を生じたの
であります。終戦後はインフレの高
進に伴いまして、その支出予算額は
急激に高騰し、收支のバランスがと
れず、審査事務の促進、発明奨励に
関する諸施策の遂行上も支障が少な
かつたのであります。今回この点を考
慮し、又他の法令における諸料金の過
去における物価の変動に伴いまして適
当に引上げられておりますので、これ
らと均衡を保つためにも、特許法、実
用新案法、意匠法及び商標法の特許料
及び登録料を、発明奨励を阻害しない限
度で増額し、又これらの法律の罰則規
定中の過料、並びに弁理士法の弁理士
を登録する場合の登録料、及び弁理士
を懲戒する場合の過料を、それら引上
げるために、必要な改正を行おうと
するものであります。

その改正の内容を申し上げますと、
第一点は、特許料及び登録料を現行額
の約三倍に増額したこと、第二点は、

罰則中の過料及び弁理士懲戒の過料の
額を現行額の五倍に引上げ、五千円以
下としたこと、第三点は弁理士登録の
登録料を現行額の二倍に引上げ三千円
としたこと等でありました。

本委員会の審議におきましては、本
件は、特許料、登録料等の増額を行
うとする簡単な内容でありますので、
別段異議はなかつたのであります。本
件は、本件に関連して一委員より、発
明の指導奨励に如何なる方法を講じて
いるかとの質問に対して、政府側より、
発明の奨励とその実施の促進は、工
業技術政策の重要な一環として取上
げて来たところであり、その政策とし
て、第一に、優秀な発明をしながら資
力が乏しいために、その試作或いは実
施化が困難な者に対しては、補助金を
交付し、その実施を援助している、
第二に、優秀な発明とその実施化を
通じて我が国産業の隆盛に貢献した人
に対して藍綬褒章を授与している、第三
に、毎月一回注目すべき発明を選定
の上、公表して優秀発明の育成に努力
している、第四に、発明展覧会、意匠展
覧会等を毎年開催して、発明考案の奨
励を図ると共に、優れた発明等を広く
社会に紹介して一般の認識を深め、そ
の活用を図ることを期している等の諸
政策によつて、我が国の発明奨励育成
に努力している旨の答弁がございました
が、詳細は省略して頂きます。

かくて質疑を終了いたし、討論、採
決の結果、全会一致を以ちまして原案
通り可決すべきものと決定いたしました次
第であります。

次に議題となりました地方自治法第
百五十六條第四項の規定に基づき、繊維
製品検査所の支所及び出張所の設置に
関し承認を求めめるの件について御報告
申し上げます。

本件の内容は、件名の示すように織
維製品検査所の支所及び出張所を設け
たいというのであります。元来、繊維
製品検査所は、輸出品取締法による輸
出繊維製品の臨検検査及び輸出繊維製
品依頼検査規則による輸出品、人絹織物
の依頼検査を行う国の検査機関であり
まして、現在京都ほか七カ所に本所
を、その他主要生産地十九カ所に支所
及び出張所を設置してありますが、検
査の受検者の便利を図ると共に、検査
業務の円滑かつ迅速な遂行を図るため
に、神戸繊維製品検査所の福岡支所
と、岡山、岡山出張所、京都繊維製品
検査所の山科出張所及び金沢繊維製品
検査所の小松出張所と、五カ所に検査
所の支所又は出張所を設置する必要が
ありますので、その設置の承認を国会
に求めるものであります。

以上を以て御報告を終わります。(拍
手)
○副議長(三本治朗君) 別に御発言も
なければ、これより採決をいたしま
す。
先ず特許法の一部を改正する法律
案、実用新案法の一部を改正する法律
案、意匠法の一部を改正する法律案、
弁理士法の一部を改正する法律案、商
標法の一部を改正する法律案、以上五
案全部を問題に供します。五案に賛成
の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)
○副議長(三本治朗君) 過半数と認め
ます。よつて五案は可決せられまし
た。
○副議長(三本治朗君) 次に、地方自
治法第百五十六條第四項の規定に基
き、繊維製品検査所の支所及び出張所
の設置に関し承認を求めめるの件を問題
に供します。
委員長報告の通り本件に承認を與え
ることに御異議はございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと
認めます。よつて本件は承認を與える
ことに決しました。

十七の陳情を一括して議題とすること
に御異議はございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。電力問題に関する特別委員長西田
隆男君。
〔審査報告書は都合により第二十
二号末尾に掲載〕
〔西田隆男君登壇、拍手〕
○西田隆男君 只今議題となりました
諸陳情の委員会における審議の経過
並びに結果について御報告申し上げま
す。
委員会の審査に際しましては政府側
の意見を参考として慎重を期した次第
でございます。
次に簡単にその趣旨の概要を申し上げ
ます。先ず割当関係としましては、諸
陳情第三五十四号電力割当に関する
諸陳情は、電力量の新規割当を地区内の
枠内にて操作できるものは、地区会社
に委任して能率的処理を望むとの趣旨
であり、諸陳情第六百三十二号、病院、
療養所の電力割当増加に関する諸陳情、
諸陳情第六百三十八号、千葉県松戸療養
所の電力割当増加に関する諸陳情の二件
は、療養所の特徴として、不便な土地
にあり、湯水、給水、医療等の面から
現在の割当にては不足であるから、割
当増加を望むとの趣旨であります。
次に、再編成に関する諸陳情第四百二

十三号及び請願第六百四号の二つの請願は、現行料金の地域差の拡大防止、地帯間融通電力量の増大、電源開発の促進及び電力再編成の転換期における混乱防止を要望したものであり、同じく請願第六百五号及び陳情第九十八号は、北陸地方の実情に鑑み、電源開発の一部変更、料金地域差の徹底、特殊電力の確保、その他を要望したものであります。

次に、請願第四百七号、住友共同電力株式会社大橋外三水力発電所譲渡の請願、及び請願第六百十号、日本発送電株式会社への出資設備帰属に関する請願の二件は、今回の電力の再編成が発送配電一貫経営の企業体を作ること

を根本精神としておるから、住友共同電力も一貫経営の責任を確立できるように、強制的に出資せしめられた水力発電所の一部を返還せられたとの趣旨であります。

請願第五百五十五号、九州地方離島の電力料金値上問題に関する請願は、九州各島離島の電力料金を大幅に値上する準備をしているように聞き及んで

いるが、離島の現状は点燈時間平均五時間という状態であるから、値上に當つては住民と協議の上、納得の行く方法で民主的に決定せられたとの趣旨であり、請願第五百十四号、岡山県成羽川流域に水力発電所設置の請願及び請願第五百七十九号、球磨川上流ダム建設に関する請願の二件は、地区内資

源の開発或いは水害防止を兼ねて水力発電所を建設されたいとの趣旨であります。

委員会としては慎重審議いたしました結果、請願第六百五号及び陳情第九十八号の中で、電気料金地域差徹底に関する事項を除いてはおおむね安当なるものと認め、採択することといたしまして、議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定した次第でございます。

以上簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際お諮りして決定したいことがございまして、法務委員長から、檢察及び裁判の運営等に関する実地調査のため、青森県に伊藤修君、齋武雄君、羽仁五郎君

を、明日より五日間、香川県及び高知県に宮城タマヨ君、須藤五郎君を、本月二十五日より六日間。

外務委員長から、外国人の出入国状況、漁区問題等の実地調査及び在外資産の措置に關し財界その他の意見聴取のため、山口県及び宮崎県に國伊能君、金子洋文君を、本月二十五日より三月五日までのうち六日間、大阪府及び京都府に徳川頼貞君、櫻内辰郎君を、本月二十五日より三月五日までのうち五日間。

大蔵委員長から、雪害地方における租税負担の公正化に資するため、現地を實地調査し、併せて当該地方の金融状況を實地調査するため、新潟県及び秋田県に小串清一君、森下政一君、小林政夫君を、秋田県に清澤俊英君を、本月二十八日より五日間。

文部委員長から、職業教育の実情を實地調査するため、和歌山県及び三重県に高橋道男君、木内キヤウ君を、秋田県及び山形県に木村守江君、堀越敏郎君を、本月二十八日より三月十日までのうち五日間、埼玉県及び神奈川県に矢嶋三義君、高田なほ子君を、本月二十八日より三月十日までのうち四日間。

水産委員長から、中央卸売市場の現況を實地調査するため、大阪府に木下辰雄君、秋山俊一郎君、入交太蔵君を、愛知県に青山正一君、松浦清一君を、本月中三日間。

電気通信委員長から、ラジオ共同聴取施設の電信電話に及ぼす障害及びこの施設の利用の公平等の問題について実地調査するため、栃木県に鈴木恭一君、水橋藤作君を、千葉県に尾崎行雄君、平林太一君を、愛知県に寺尾豊君、新谷寅三郎君を、本月中二日間。

労働委員長から、地方公共団体の経営する事業の職員及び單純労働者の労働關係に関する立法に關連し、その実態を把握すると共に、労働災害の実情を實地調査するため、神奈川県及び静岡県に一松政二君、原虎一君を、大阪府に赤松常子君、片岡文重君を、本月二十六日より六日間の日程を以て、それぞれ派遣したい旨の要求がございました。これら三十四名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) 次にお諮りいたします。一昨日決定いたしました昭和二十三年度決算検査報告の批難事項の実地調査及び国有財産の処理状況調査のための派遣議員中、前之園喜一郎君をカニエ邦彦君に変更したい旨、決算委員長から申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本日の會議に付した事件
一、日程第一 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案
一、日程第二 特許法の一部を改正する法律案
一、日程第三 実用新案法の一部を改正する法律案
一、日程第四 意匠法の一部を改正する法律案
一、日程第五 弁理士法の一部を改正する法律案
一、日程第六 商標法の一部を改正する法律案
一、日程第七 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件
一、日程第八乃至第十六の請願
一、日程第十七の陳情
一、實地調査のため議員派遣の件
一、議員派遣変更の件

出席者は左の通り。
議員
山川 良一君 山内 卓郎君
宮城タマヨ君 瀧口 三郎君
副議長 三木 治朗君

前田 鏡君	堀越 儀郎君	西山 龜七君	西田 隆男君
藤森 眞治君	藤野 繁雄君	中井 光次君	平岡 市三君
徳川 宗敬君	伊達源一郎君	佐藤 義詮君	櫻内 辰郎君
竹下 豊次君	高橋 道男君	村尾 重雄君	門田 定藏君
高橋龍太郎君	高木 正夫君	カニエ邦彦君	永井純一郎君
鈴木 直人君	杉山 昌作君	三橋八次郎君	原 虎一君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	高田なほ子君	小林 孝平君
高良 とみ君	小林 政夫君	松浦 清一君	菊川 孝夫君
小宮山常吉君	木下 辰雄君	赤松 常子君	深川榮左エ門君
河井 彌八君	柏木 康治君	菊田 七平君	三輪 貞治君
加藤 正人君	奥 むめお君	成瀬 幡治君	田中 一君
岡部 常君	木村 守江君	小泉 秀吉君	大隈 信幸君
宮本 邦彦君	仁田 竹一君	前之國喜一郎君	岩男 仁藏君
上原 正吉君	草葉 隆圓君	駒井 藤平君	小川 久義君
大谷 登潤君	加納 金助君	境野 清雄君	稻垣平太郎君
平沼彌太郎君	大矢半次郎君	羽生 三七君	大野 幸一君
城 義臣君	岡崎 眞一君	曾祿 益君	中村 正雄君
小野 義夫君	寺尾 豊君	須藤 五郎君	兼岩 傳一君
黒田 英雄君	石坂 豊一君	水橋 藤作君	岡村文四郎君
岩沢 忠泰君	中川 幸平君	佐多 忠隆君	千田 正君
中山 壽彦君	小杉 繁安君	松浦 定義君	森下 政一君
中川 以良君	伊藤 保平君	松原 一彦君	内村 清次君
赤木 正雄君	松本 昇君	小酒井義男君	栗山 良夫君
廣瀬與兵衛君	野田 卯一君	矢嶋 三義君	棚橋 小虎君
大野木秀次郎君	加藤 武徳君	河崎 ナツ君	上條 愛一君
長谷山行毅君	古池 信三君	森崎 隆君	平林 太一君
白波瀬米吉君	岡田 信次君	國務大臣	
入交 太藏君	石原幹市郎君	厚生 大臣	黒川 武雄君
深川タマエ君	木内キヤウ君	通商産業大臣	横尾 龍君
鈴木 恭一君	大島 定吉君	政府委員	
郡 祐一君	刈村 松助君	厚生政務次官	平澤 長吉君
谷口弥三郎君	有馬 英二君	厚生省医務局長	東 龍太郎君
油井賢太郎君	山田 佐一君		

〔参照〕

二月二十一日議長において、左の通り議席を変更した。

一二四 山崎 恒君

〔第十号参照〕

審査報告書

社会教育法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年二月六日

文部委員長 堀越 儀郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

荒木正三郎 若木 勝藏
高良 とみ 木内キヤウ
川村 松助 平岡 市三
山本 勇造 梅原 風隆
矢嶋 三義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、社会教育主事及び社会教育主事補を法的根拠を持つ職員として設置し、その職務内容を明確に規定し、且つその資格に関する規定を設けたものであり、改正の趣旨を妥當と認めた。

一、事件の利害得失

本法によつて社会教育の振興に寄與する利益がある。

一、費用

本法の実施のために要する経費は約二百万円である。

定価 一部 六円五十銭
送料 実費

發行所

東京都新宿区市谷本村町
印刷
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇官報課